〃	第二十六回	一億四千二百七万円	一億四千二百一万三千四百四十円	
〃	第二十七回	四億七千四百九十三万円	四億七千四百七十二万千九百九円	
〃	第二十八回	二億七千四百九十万円	二億七千四百七十九万五百三十四円	
〃	第二十九回	一億九千九百三万円	一億九千八百九十四万二千八百三十円	
〃	第三十回	二億二千七百六十一万円	二億二千七百五十一万九千三百六十六円	
〃	第三十一回	二億七千五百九十五万円	二億七千五百八十二万九千百九円	
〃	第三十二回	七千三百四十二万円	七千三百三十九万七百六十六円	
〃	第三十三回	一億十六万円	一億十一万六千百三十一円	
〃	第三十四回	六千十八万円	六千十五万六千四十四円	
〃	第三十五回	十一億九千二万円	十一億八千五百二十七万八千七百五十九円	
〃	第三十六回	十四億七百五十七万円	十四億二百四十六万六千七百八十円	
〃	第三十七回	二十五億四千七百二十五万円	二十五億三千七百十万千二百六十四円	
〃	第三十八回	九億七千八百七万円	九億七千四百五十二万三千九百九十八円	
〃	第三十九回	二十二億九千六百七十二万円	二十二億八千七百五十六万九千四百二円	
〃	第四十回	十億八千七百五十二万円	十億八千三百五十七万七千二百円	
〃	第四十一回	十七億七千五百六十五万円	十七億六千八百五十七万五千四百八十三円	
〃	第四十二回	十六億二千二百八十八万円	十六億千六百九十九万六千百四十六円	
〃	第四十三回	七十七億二千五百二十万円	七十六億九千四百五十四万千五百五十九円	

〃	第四十四回	百九十九億九千二百十六万円	百九十九億千九百六十七万五千二百九十七円	
〃	第四十五回	八百二十万円	八百十七万四千百三十九円	
〃	第四十六回	千五百五十万円	千五百四十五万六千七十八円	
〃	第四十七回	一億二千七百五十万円	一億二千七百二十一万九千二百三十七円	
〃	第四十八回	五千五百万円	五千四百八十八万七千七百九円	
〃	第四十九回	七百万円	六百九十八万七千九百六十一円	
〃	第五十五回	一億九千二十九万円	一億九千二十八万六千四百五十五円	
〃	第八百一回	八千百九十六万円	八千百九十二万七千三百六十六円	
〃	第八百二回	二千七百十万円	二千七百八万九千二百八円	
〃	第八百三回	千二百十万円	千二百九万五千百八十四円	
〃	第八百四回	四千三百十万円	四千三百八万二千八百三十四円	
合計		千百一億九千八百六十七万円	千九十九億九千三百四十三万七千二十二円	

○文化庁告示第一号

文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第四項第一号ヌの規定により、次の表に掲げるとおり指定区域を指定したので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月六日

文化庁長官　青柳　正規

種別	名称	指定区域	許可等の事務を行う教育委員会
史跡	鹿児島紡績所跡	鹿児島県鹿児島市の一部（別図のとおり）	鹿児島市教育委員会
史跡	旧集成館 附寺山炭窯跡 関吉の疎水溝	鹿児島県鹿児島市の一部（別図のとおり）	鹿児島市教育委員会

備考　別図は省略し、当該指定区域において許可等の事務を行う教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）